

確認検査業務

..... 鹿児島県知事指定確認検査機関

平成12年5月から、鹿児島県知事の指定による指定確認検査機関として、建築基準法に基づく確認審査・完了検査業務を行っております。

業務の範囲と区域

◆建物の規模は、床面積が2,000㎡以内(構造計算適合性判定を求めるものを除く)の下記の建築物等です。

- ・3階建て以下の建築物
- ・上記に付属する昇降機、工作物

◆業務区域は、鹿児島県全域です。

急行コースの設定

500㎡以内の建築基準法(以下「法」という。)第6条第4号及び法第68条の10による認定型式(法第93条第1項に基づく消防同意を要しないものに限る。)の建築物の確認申請において、業務期日の区分に「通常コース」と「急行コース」を設定いたしました。

(1)確認検査手数料区分(構造計算なし及び消防同意なし)

- ①通常コース
- ②急行コース(新設)

(2)業務期日(構造計算なし及び消防同意なし)

- ①通常コース
- ②急行コース(新設)

参考

【確認検査業務期日】(構造計算なし)

対象建築物等の区分	コース	業務期日
構造計算なし	通常	乙の引き受け日の翌日から休日を除いて4日を経過する日
構造計算なし(消防同意を要しないものに限る。)	急行	乙の引き受け日の翌日から休日を除いて1日を経過する日

確認申請から完了検査までの手続き

確認申請

所管行政庁から様式ダウンロードください。

申請に係る計画が建築基準法関係規定に適合しているかどうかを検査実施し、適合性が確認できれば確認済証が交付されます。

計画変更

所管行政庁から様式ダウンロードください。

建築主等が確認済証の交付後に計画の変更を行う場合(施行規則第3条の2に規定する軽微な変更以外の計画の変更)

- (例) ①敷地面積の減少、建築面積・床面積の増加
②浄化槽の人格変更など(鹿児島県浄化槽取扱要領に規定する変更届添付)

軽微な変更

当センターのHPから様式ダウンロードできます。

施行規則第3条の2に規定する軽微な変更の場合

- (例) ①敷地面積の増加、建築面積・床面積の減少
②屋根の形状の変更(4号建物で最高・軒の高さが当初計画以下、その他採光や高さ制限に有利な場合などに限る)
③浄化槽メーカーの変更など(鹿児島県浄化槽取扱要領に規定する変更届添付)

建築主等の変更

当センターのHPから様式ダウンロードできます。

建築主等の氏名及び住所又は敷地の地名地番の変更(分筆・合筆等など)

監理者・施工者選定

当センターのHPから様式ダウンロードできます。

工事監理者又は施工者を定めた場合

※計画変更その他の変更手続きは、該当物件がある場合のみ手続きが必要となります。

中間検査申請

所管行政庁から様式ダウンロードください。

申請に係る建築物等が建築基準法関係規定に適合しているかどうかを検査実施し、適合性が確認できれば検査済証が交付されます。

※中間検査の申請は、階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事のうち、2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリート等で覆う工程です。

完了検査申請

所管行政庁から様式ダウンロードください。

申請に係る建築物等が建築基準法関係規定に適合しているかどうかを検査実施し、適合性が確認できれば検査済証が交付されます。



●8月2日から、全ての用途の建築物の確認申請の受付を始めました。

手数料(※平成22年8月1日現在の手数料です。)

●確認申請手数料

(表1)

床面積の計	対象物件	コース	手数料(円)
30㎡以内	構造計算なし	通常	9,000
		急行	13,000
		構造計算あり	12,000
30㎡を超え、100㎡以内	構造計算なし	通常	16,000
		急行	23,000
		構造計算あり	21,000
100㎡を超え、200㎡以内	構造計算なし	通常	25,000
		急行	36,000
		構造計算あり	32,000
200㎡を超え、500㎡以内	構造計算なし	通常	34,000
		急行	49,000
		構造計算あり	44,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	構造計算なし	通常	61,000
		急行	78,000
		構造計算あり	78,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	構造計算なし	通常	86,000
		急行	110,000
		構造計算あり	110,000
工作物	昇降機	通常	14,000
		急行	16,000

※表1における急行コースは、消防署長の同意が必要な場合又は、法第68条の11第1項の型式部材等の製造者としての認定を受けていない建築物は除く。

※確認を受けた建築物の計画を変更する場合の手数は、確認申請手数料(表1)を適用し、変更となる内容及び対象床面積に応じて手数料を算出します。

※工作物と昇降機の計画を変更する場合の手数は、表2のとおりです。

(表2)

対象物件	手数料(円)
工作物	7,000
昇降機	9,000

●台帳記載証明書の発行手数料

(表5)

台帳記載証明書の発行手数料	400円
---------------	------

●中間検査手数料

(表3)

床面積の計	手数料(円)
30㎡以内	18,000
30㎡を超え、100㎡以内	22,000
100㎡を超え、200㎡以内	30,000
200㎡を超え、500㎡以内	39,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	68,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	92,000

【手数料加算】

直前の確認を当センター以外の者から受けている場合の中間検査手数料は、表3の額に、次の表4に掲げる額を加算します。

(表4)

床面積の計	手数料(円)
30㎡以内	10,000
30㎡を超え、100㎡以内	10,000
100㎡を超え、200㎡以内	15,000
200㎡を超え、500㎡以内	20,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	30,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	30,000

●完了検査手数料

(表6)

床面積の計	対象物件	手数料(円)	
30㎡以内	構造計算なし	18,000	
	中間検査あり	18,000	
	構造計算あり	20,000	
30㎡を超え、100㎡以内	構造計算なし	22,000	
	中間検査あり	22,000	
	構造計算あり	24,000	
100㎡を超え、200㎡以内	構造計算なし	29,000	
	中間検査あり	29,000	
	構造計算あり	32,000	
200㎡を超え、500㎡以内	構造計算なし	40,000	
	中間検査あり	40,000	
	構造計算あり	44,000	
500㎡を超え、1,000㎡以内	構造計算なし	65,000	
	中間検査あり	65,000	
	構造計算あり	72,000	
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	構造計算なし	90,000	
	中間検査あり	90,000	
	構造計算あり	100,000	
工作物	昇降機	通常	16,000
		急行	23,000

【手数料減額】

当センターで住宅性能評価(設計・建設)の併願申請を行った場合は、表8に掲げる額を完了検査手数料から減額します。

(表8)

床面積の計	併願申請の種類	手数料(円)
30㎡以内	設計性能評価併願のみ	3,000
	設計・建設性能評価併願のみ	7,000
30㎡を超え、100㎡以内	設計性能評価併願のみ	5,000
	設計・建設性能評価併願のみ	9,000
100㎡を超え、200㎡以内	設計性能評価併願のみ	8,000
	設計・建設性能評価併願のみ	12,000
200㎡を超え、500㎡以内	設計性能評価併願のみ	10,000
	設計・建設性能評価併願のみ	16,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	設計性能評価併願のみ	18,000
	設計・建設性能評価併願のみ	26,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	設計性能評価併願のみ	23,000
	設計・建設性能評価併願のみ	28,000

【手数料加算】

①直前の確認を当センター以外の者から受けている場合の計画変更手数料は、表1又は表2の額に、次の下表に掲げる額を加算します。

②直前の確認を当センター以外の者から受けている場合の完了検査手数料は、表6の額に、次の表7に掲げる額を加算します。

ただし、当センターで適合証明業務及び性能評価業務を受けている場合は、①及び②は適用しません。

(表7)

床面積の計	対象物件	手数料(円)	
30㎡以内	構造計算なし	5,000	
	構造計算あり	10,000	
30㎡を超え、100㎡以内	構造計算なし	5,000	
	構造計算あり	10,000	
100㎡を超え、200㎡以内	構造計算なし	10,000	
	構造計算あり	15,000	
200㎡を超え、500㎡以内	構造計算なし	15,000	
	構造計算あり	20,000	
500㎡を超え、1,000㎡以内	構造計算なし	20,000	
	構造計算あり	30,000	
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	構造計算なし	20,000	
	構造計算あり	30,000	
工作物	昇降機	通常	5,000
		急行	5,000

③中間検査又は完了検査については、熊毛地区、大島地区、十島三島地区及び薩摩川内瓶島地区は、別途交通費等が必要となります。